

統制手続をめぐる法律問題

島田陽一

目次

- 一 はじめに
- 二 統制処分決定権限の所在
- 三 統制処分決定機関
 - (1) 大会招集手続
 - (i) 公示期間
 - (ii) 議事予告
 - (2) 決議方法
 - (i) 多数決
 - (ii) 採決方法
- 四 被制裁者の弁明権
 - (1) 弁明権と手続的正義
 - (2) 通知
 - (3) 弁明の機会
 - (i) 弁明権の行使と組合機関
 - (ii) 調査機関における弁明権
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

(1) 本稿は、労働組合の統制処分における手続をめぐる判例・学説を整理し、この統制手続についての法理の構築に必要な論点を提示することを目的とするものである。

ところで、この統制手続の法理については、これまで十分な関心がよせられてきたとはいえない¹⁾。統制処分に関しては、主として統制権の法的根拠およ

原稿受理日 1983年11月4日

1) 従来の議論の一応の整理として、遠藤昇三「統制権行使の手続」ジュリスト増刊労

び統制権の行使可能な範囲をめぐる議論されてきたといつてよいだろう²⁾。しかし、統制処分に関する判例をみると、統制手続違反が問題とされた判例は多数にのぼっている。また、組合規約をみても、統制手続に関する規定が未整備である例が少なからず存在し、統制手続をめぐる法律問題が生起する蓋然性は、依然として高いものがあるといえよう³⁾。そして、今日組合内部問題について組合民主主義という観点からの見直しが強調されているが、この観点からしても、統制手続についての法理を確立することは、重要な課題であると思われる⁴⁾。

(2) さて、これまで統制手続について判例・学説上問題にされてきた論点は多岐にわたっている。そして、これらの論点は、相互に密接に関連しているとはいえ、やはりそれぞれ独自に検討すべき問題をはらんでいる。そこで本稿では、とりあえず各論点ごとに考察をすすめていき、そのことをつうじて統制手続についての法理を確立する手掛りを探っていくことにしたい。

なお以下では、統制手続をめぐる論点のうち、(i) 統制処分決定権限の所在、(ii) 決議機関の運営をめぐる問題および (iii) 被制裁者の弁明権をとりあげ、順次検討していく。また統制手続に関する判例一覧表を付するが、本稿では直接とりあげていない判例も含まれていることをあらかじめ断っておきたい。

二 統制処分の決定権限の所在

統制処分の決定権限がいかなる機関にあるかは、統制手続の適正を確保するうえで基本的に重要な問題である。これまで、この問題に関して議論されてきた

働法の争点38頁以下(1979年)、木内隆司「統制手続」現代労働法講座2『労働組合』236頁以下(1980年)がある。

2) 現代労働法講座2所収の統制権に関する諸論稿を参照。

3) 拙稿「組合規約の実際と分析」日本労働法学会誌60号(1982年)42-43頁、組合規約研究会「組合規約の実証的研究」労働法律旬報1054号、1055号(1982年)参照。

4) たとえば榎井常喜教授は、組合民主主義貫徹の条件のひとつとして、「組合員に対する制裁にあたっての公平かつ民主的な手続きの制度的保障」をあげている。同「組合民主主義確立運動の意義と課題」労働法律旬報1033号(1981年)11-12頁。なお、浜田富士郎「組合民主主義と団結自治」現代労働法講座2、82頁以下参照。

のは、(i) 組合規約に除名の決定権限についての定めを欠く際、いかなる機関を統制処分の決定機関と考えるのか、(ii) 組合規約上、統制処分の決定機関を執行機関や中間決議機関、調査機関とすることが有効か、(iii) 組合規約上の統制処分決定機関が、その決議により他の機関に統制処分権限を委譲できるか、である⁵⁾。

(i) の組合規約に統制処分決定機関の定めを欠く場合の除名の決定機関については、学説はこれを大会と考えているようである。このような規約について「除名などは本来、組合大会においてのみなすことであり、また、それが労働組合という団体として当然のことであるから、組合大会においてなすことを予定するもの⁶⁾と見なすべきとの主張に特段の異論も提起されていないからである。

次に検討すべき(ii)の問題である組合規約で統制処分の決定機関を大会以外の機関とすることについては、統制処分の種類と諸機関との組合せに対応して多様な考え方がありうる。

まず、いかなる統制処分をいかなる機関の権限とすることも組合規約で自由に定めうとする考えがある。この考え方にたつ①東洋陶器従組事件判決は、「除名は重要な事項である。従って之は総会の決議に依るのが相当である」と云うことは多くの説明を要しないけれども、それかと云って斯様な規約を無効とする理由は認められない(172頁)としている。この考え方は、規約による自治を相当程度重視しているといえよう⁷⁾。

これに対し学説の多くは、まず決定機関の種類に着目し、意思決定機関と執行機関とを区別して考えている。そして、統制処分は「組合の意思決定に基づ

-
- 5) 統制処分決定機関について、判例上組合機関ではない会社、労組、職組の三者の協議により除名したことを有効とした非常識といえる事例(②明治鋳業平山炭坑労組事件判決)もあるが、今日改めて論ずる意味もないので考察の対象からはずしている。また、調査機関については、その構成員の選出方法等により一律に論じられず興味深い論点も多いのであるが、紙数の都合もあり別の機会に検討することにした。
 - 6) 石井照久『新版労働法(第三版)』弘文堂(1973年)319頁。
 - 7) この判旨に賛成する見解として、秋田成就「除名の手続」別冊ジュリスト新版労働判例百選(1967年)129頁、がある。

いてなさるべきものであるから、執行機関を制裁の決定機関とすることは許されない⁸⁾との見解が通説といえる。ところが、大会以外の意思決定機関（主として念頭においているのは中間決議機関）を統制処分決定機関とする場合については、除名に関しては若干の見解の相違が存する。

まず除名については組合の最高意思決定機関である大会の専決事項とする見解は次のように述べる。「除名以外の制裁にあつては、組合員たる資格を剥奪するものではなく、制裁を科すことによって、違反行為の排除と是正を意図するものであり、慎重性と並んで迅速性の要請もまたこれを是認しうるものであるから、制裁権限を中間決議機関等に一任する組合規約も一応の合理性があると認めて差支えないであろう。しかし、除名の場合には、その者を組合外に放逐する処分であるから、除名処分に付さなければ団結を維持し難いという組合の集団意思に基づくことが必要である⁹⁾。」

この見解に特徴的なのは、組合運営上からする統制処分の迅速な処理という要請と組合員の権利保護からする慎重性という要請とを調和させようとしていることである。一般的にみて、中間決議機関¹⁰⁾もまた規約上意思決定機関と位置づけられているのであり、私も被制裁者に弁明権等の手続的保障が確保されるのであれば、除名以外の制裁処分権限を中間決議機関とする規約を無効とする必要はないと考える。

しかし、以上の見解には、統制処分の迅速な処理という点に着目して、次のような異論が提起されている。「除名という場合、その反組的言動が顕著で

8) 外尾健一『労働団体法』筑摩書房（1975年）186頁。同旨、山本吉人『労働組合の組織と運営』総合労働研究所（1979年）252頁等。なお、本多淳亮『ユニオン・ショップの研究』有斐閣（1964年）384頁は、「大会による再審の道が開かれている場合にかぎり、暫定措置として……決定を下すこと」を認めるが、この暫定措置にどのような効力を認めるのかは明らかでない。その点、執行委員会の決定を、大会への原案とみる見解（石井・前掲書319頁、石井他「労働法セミナー 組合活動と組合員の地位 第5回」ジュリスト48号（1953年）39-40頁）のほうがはっきりしていると思う。

9) 外尾・前掲書185頁。

10) 中間決議機関の意義については、高橋 洸『日本の労資関係の研究』未来社（1965年）151頁、『労使関係法運用の実情及び問題点1』日本労働協会（1967年）274頁参照。

あるから除名処分になるのであり、団結防衛上、処分について迅速性を要請されるケースは他の処分よりも甚だしい場合が多いと思われる。放置しておけば、組合分裂にもなりかねないというような場合、組合大会の議決なしに除名に踏み切らざるを得ないこともある。それゆえに事後に大会で追認を受けることを条件に、大会より下の議決機関でも決定し得ると解したい¹¹⁾。」この見解がいかなる事態を想定しているかは必ずしも明示的ではないが、たとえば使用者の息のかかったグループによる分裂工作の発覚等を念頭において考えるならば、傾聴に値する見解であると思う。

だが、私は次に述べる理由からやはり除名を大会の専決事項とする見解を支持したいと考える。私の見解では、除名以外の統制処分の権限を中間決議機関に認める際にいわれている「迅速性」とは、組合分裂等の危機に対する緊急な対応と異なる事態を念頭においていると思う。つまり、その「迅速性」とは、除名に該当しない統制処分について招集困難な大会までは開催することなく済ませようとする、むしろ運営の効率性という意味に力点をおいて理解すべきなのである。この場合、いわば組合の団結全体が危機に瀕するという事態は必ずしも想定する必要はないのである。そして、組合分裂というような団結全体の危機を想定し、それを一般化し、結果として除名についての慎重性を後景におしやるのは妥当ではないと考える¹²⁾。

さて、ここでの第三の論点は、(iii)の規約上の統制処分決定機関がその決議により、他の機関にその処分決定権限を委譲できるかであった。この論点に関しては二件の判例があり、いずれも除名権限を執行委員会に委譲したことを無効としている。たとえば⑩秋北乗合自動車労組事件判決は、ユニオン・ショップを締結している組合において制裁を大会の議決事項としているのは、「組合員の制

11) 山本・前掲書253頁。

12) ただし、このような緊急事態における組合の統制処分権限については別途検討を要する事項である。たしかに組織防衛上の観点から考えて、通常の手続きとは異なる、緊急事態に対応しうる手続きによる統制処分を有効とする余地があると思われる。もっとも、その場合でも除名までも認めることについては消極的に考えている。いずれにせよ、今後の検討課題である。なお、この問題について検討しているものとしては、沼田稲次郎『団結権擁護論』勁草書房(1952年)223頁がある。

裁が、その死活に及ぼす影響極めて重大であるため、組合の他の機関によらず、特に……組合の最高決議機関であって、全組合員をもって構成する大会の専属議決事項とした趣旨と解するのが相当であって、組合員の資格担保規定」であり、「大会は、右権限を他に委譲することは許されない」（498頁）と述べている。この見解は、今日、学説上も支持されることが多い¹³⁾。ただし、「委任が実質的にも妥当な理由があり、形式的にも組合員の総意が反映できた場合¹⁴⁾という極めて限定された場合には、委譲を有効とみる説もある。

また⑩は傍論ではあるが、「組合規約において、……組合大会において議決すべきものと定めているが、なお執行委員会に一任することができる旨の規定の存する場合」（498-499頁）には、除名権限の執行委員会への委譲を有効としているが、学説では否定的に解されている¹⁵⁾。

さて、以上の検討を要約すれば、組合の統制処分決定権限は、意思決定機関に属し、執行機関には存しないというのが、今日の多数説であるといえよう。そして私もまたこの多数説を支持したいと考える。労働組合は、構成員の個性が重視され、その団体としての行動も組合員の具体的な行動を通じてのみなされるという特質を有するのであり¹⁶⁾、統制処分のような重要な事項の決定権限を意思決定機関に留保しておくことは、労働組合の特質に適合的であると考えられるからである。

13) 外尾・前掲書185頁、石井・前掲書319頁、山本・前掲書252頁、荒木誠之「労働組合の内部統制」別冊法学セミナー基本法コンメンタール『新版労働組合法』（1978年）125頁。

14) 有泉 亨「組合員の加入・脱退・除名」労働法大系1有斐閣（1963年）272頁。その他反対説として柳川真佐夫他『全訂判例労働法の研究（上巻）』労務行政研究所（1959年）821頁がある。

15) 秋田・前掲論文129頁参照。なお、除名以外の統制処分権限についての他機関への委譲については、外尾・前掲書186頁が有効との見解を示している。

16) 外尾「労働組合の法的性格」現代労働法講座2、10頁、横井芳弘「労働組合の団体性」季刊労働法69号（1968年）117頁以下参照。

三 統制処分決定機関

統制処分決定機関には、二でみたように大会および中間決議機関等があるが、ここでは大会のみをとりあげる。それは、従来判例上問題となったのはすべて大会についてであること、および中間決議機関については大会について検討した内容を類推すれば一応足りると考えたからである。

また、大会の運営をめぐる議論は、統制手続の問題に限定されないのであるが、ここでは統制手続に関係して議論されている大会の招集手続および決議方法をめぐる問題にしぼって検討することにしたい。

(1) 大会招集手続

大会の招集手続に関しては、(i) 公示期間および(ii) 議事の予告の二点について順次検討することとする¹⁷⁾。

(i) 公示期間

大会の公示期間については、規約の定めの有無に分けてみていく。まず、公示期間の定めがあり、これを順守せずに開催された大会での決議の有効性を検討する。このような場合について、公示期間のもつ重要性に着目して原則として決議を無効とするのが判例・学説の基本的な態度である¹⁸⁾。たとえば、組合規約に公示期間を大会開催の少なくとも三日前とされているのに反して、十数時間余しか公示期間がなかったという事例である¹⁹⁾朝日自動車事件判決は、公示期間の意味について次のように述べている。「大会招集に際しての時間的余裕は、あらかじめ示された議題についての被招集者の準備を完全たらしめ、その充分なる検討を経た意見の開陳を保障するばかりでなく、そもそも被招集者に大会への出席の能否をも決定させるべき重要な機能を営むものである。」(108頁) これは公示期間のもつ機能に関してほぼ妥当な見解といえよう。ただ

17) その他一部組合員を招集対象からはずして開催された大会での除名の効力(26)大日本塗料事件判決、(27)大昭和精版事件判決)が判例上問題となった論点であるが、紙数の都合から割愛せざるをえない。

18) 外尾・前掲書72頁。判例としては、後にもみるもののほか、(28)大昭和精版事件判決(85頁)がある。

し、公示期間を短縮した場合に、常に大会決議を無効とする瑕疵と考えるのか、先にみた公示期間の機能が実質的に損われていない程度の短縮であれば、大会決議を有効と考えるのかといった点については、言及されていない。

この点で、七日間の公示期間を五日間に短縮した大会での除名決議を有効とした⑧三井美唄労組事件判決が参考となる。⑧では、(i) 公示期間の短縮が短期間にとどまること、(ii) 処罰事由となっている行為について一般組合員に周知されていたこと、(iii) 公示日数の不足のため被制裁者等を含めた組合員に対し、不利益を与えたと認めうる証拠がないこと、の三点から、公示期間に関する手続違反を除名決議を無効とする程の重大な瑕疵ではないとしたのであった。

この判決は、しばしば、除名決議を無効とはしない程度の軽微な手続違反の典型例として引用されている¹⁹⁾。しかし、考えようによっては、七日間しかない公示期間を二日間短縮することは、「わずかな短縮」というよりも「相当程度の短縮」ではなかろうか。そもそも、組合規約に公示期間を七日間と定めているのは、公示期間のもつ機能が果たされるためには当該組合において少なくとも七日間要すると想定されているからにほかならない。従って、公示期間を二日間短縮するには相当の合理的理由を要すると考えるべきであり、その判断には慎重さが要求されよう。このことは、大会が除名の決議という組合員としての地位の得喪にかかわる重要な事項を取り扱うときには、より一層妥当するであろう。この意味からすれば、被制裁者等らが公示日数の短縮により不利益を受けたか否かという点に加えて、組合側があえて公示日数を短縮すること自体に合理的な理由を要求すべきではないだろうか。この点で、若干事案が異なるが、⑨が公示期間を短縮する慣行について次のように述べているのが参考になろう。「従来組合においては緊急を要する場合には（例・争議の妥結、闘争指令）必ずしもこの時間的制限（注・公示期間のこと）に従わなかったかのように窺われるけれども、……（事柄の）性質上大会に附さなければならない事項についてまでこのような慣行があるとすれば、それは慣行が誤まっているので

19) たとえば、山本・前掲書250頁参照。

あって、誤まった慣行の存在は、誤謬を正当づけえない。けだし、組合員の多数、又は特別多数の意思決定に必要な措置を犠牲にしてまで、大会に付さなければならない事項を決定するほどの緊急性というものは、組合民主主義の理念から言っても容認しえないのである」。(462頁)

つぎに、緊急の場合に公示期間を短縮しうる旨の組合規約上の規定について検討しておこう。このような規定について⑧は「この緊急性の有無は、大会の議題それ自体が、緊急に決定する必要とする事項なりや否やによって判断すべきもの」であり、「除名大会の早期開催を希望する空気が一般組合員の間にかつかったこと」や「適当日時の選定し難い事情」(91頁)等の理由は、この緊急性に該当しないとした。つまり、この緊急性とは、除名自体が緊急に決定しなければ組合の運営そのものに支障をきたす場合に限定されるとするのである。この緊急性についての判断は、除名を決議する際に必要な慎重性からみて妥当な見解といえる。

なお⑦旭川小型タクシー事件判決は、大会の招集手続について組合規約に定めのない場合に、従来の慣行に従って二日前に公示したことを有効としている。しかし、従来の慣行が、すでに示した公示期間の重要な機能を損うものなのか否かの判断を要したといえよう²⁰⁾。一般的に言って、公示期間の機能の重要性からして、規約に公示期間についての定めのない場合にも、相当期間の公示期間のない大会での統制処分は無効といってよいと思う。

(ii) 議 事 予 告

大会の公示を内容面から考えるならば、最低限の要請として、日時、議題を必要とすると言えよう。この議事予告手続の瑕疵が大きな要素となり、除名が無効とされた判例として、⑨大日本塗料事件判決を紹介することにしよう。⑩では、組合規約の大会附議事項として、運動方針案等を意味する「組合基本計画」とは区別して、「除名及び権利の停止」が規定され、かつ組合員の一般無記名投票により議決されねばならないとされていることを前提として、除名を

20) 外尾・前掲書72頁は、この判決について「招集手続についての慣行に合理性があると認めたらうでの判断というべきであろう」とされている。

組合大会の附議事項とするためには、他の附議事項と区別して必要な期間まで告示しなければならず、かつこの告示は、「事柄の性質上、除名の対象者を特定してなさなければならない」（68-69頁）との解釈を示し、大会当日配布された運動方針案中で初めて除名を提案したことについて、議事予告手続に重大な瑕疵があり、その他の事情も加えて、除名を無効としたものである。

では、議事予告の内容はどの程度要求されるのであろうか。私は、少なくとも統制処分を議題とする以上、原則として当該統制処分について大会参加者が可否判断可能な程度の内容をあらかじめ大会参加者にあきらかにすべきであると考え²¹⁾。

(2) 決議方法

従来、大会での決議方法をめぐっては、主として、(i) 多数決（単純多数決か特別多数決か）、(ii) 採決方法、(iii) 一事不再理および (iv) 被制裁者の議決権について議論されてきた。ここでは、(i) (ii) について検討することになる²²⁾。

(i) 多数決

除名決議について単純多数決でよいのか特別多数決を要するのかについて述べている判例として①東洋陶器従組事件判決があるので、多少長くなるが引用してみよう。「労働組合法が解散の場合にのみ規定したに拘らず除名の場合に何故規定しなかったか、又労働組合法より遅れた立法ではあるけれども各種協同組合法が除名については之を重要事項として特別の定足数に依る決議を要求して居り、労働組合法はその前後に接着して一部改正が行なわれたに拘らず何故前示新立法に追随して同様な規定を加えなかったかである。惟うに労働組合の設立存続は勿論その運営は組合自主乃至自治に委し……除名を敢へて重要事項

21) 事案は異にするが、②大都工業事件判決は組合機関に「除名事由等を周知徹底させる義務」があるという（63頁）。検討に値する考え方であると思う。

22) (iii)、(iv) については外尾・前掲書188-189頁、木内・前掲論文244-246頁等参照。(iii) をめぐる判例としては、③八幡製鉄労組〔1〕事件判決、④日本液体運輸労組事件判決があり、(iv) については①東洋陶器従組事件判決②大都工業事件判決がある。なお、被制裁者の議決権については、統制手続の法理解明のうえで重要な意味をもつと思われるが、今後の検討課題としておきたい。

がないとするものではないが、去りとして解散に比する程でもなく寧ろ組合の自治に委するのが相当であると見たからであると解される。……以上のことから三分の二以上或は四分の三以上多数決でなければならぬとも言い得ない。このことは各種協同組合法その他の新立法の規定を考慮に入れた場合も同様に結論し得るところである。」(144-145頁) この判旨は、なかなかの説得力のあるものであり、学説にも「労組法においては、各種の協同組合法の場合と異なり、除名についても特別の多数決によるべきことを規定していないから、除名処分も含めて、制裁決議は、自主的な取り決めにより過半数から全会一致までの多数決によることになる」²³⁾とする説がある。しかし、とくに除名について考えると「極端な場合、100票対99票と票数が分かれても、除名をするとするものが過半数だから議決は有効に成立した見るのは、何か釈然としないものがある」²⁴⁾のもまた事実である。ここに、特別多数決を要するとする説が提唱される理由があると行ってよいだろう²⁵⁾。しかし、除名の有効要件として特別多数決を要求することは、事実上技術的にも不可能と思われる。それは特別多数決といっても多様であるからであり、そしてたとえば在籍組合員の過半数という多数決と出席組合員の三分の二以上という多数決とを比べてみても、いずれが厳しい条件とも決し得ないからである。(大会の定足数が $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{1}{4}$ である場合を比較してみれば明らかであろう。) このために特別多数決の最低条件としての基準が確定しえないのである。

そこで私は、原則としていかなる多数決をとるかは組合の自主的決定と考えざるを得ないのである。ただし、当該組合において、除名以外の諸事項²⁶⁾ (労

23) 外尾・前掲書187頁。同旨荒木・前掲論文126頁、なお、有泉博士は、「決議機関に定足数の定めのない場合などに過半数で決定することは不当であるから、右の過半数は少なくとも実質的に組合員の過半数の同意を含むものと解するのが妥当であろう」との留保を付されている。(同・前掲論文273頁)

24) 本多・前掲書386頁。

25) 沼田博士は、除名には「表明せられた意思が組合員の支配的な規範意識に支えられていること(三分の二或は四分の三の多数)が必要」とされる。沼田・前掲書222頁。同旨、遠藤・前掲論文39頁。三島宗彦「労働組合についての諸問題」菊池勇夫編『社会法綜説(上)』有斐閣(1959年)125-126頁。

26) 組合規約の定める大会付議事項は、一般運動方針以外の事項についてみると特別多

働協約の締結・改廃、スト権確立、役員解任等)が特別多数決を採用しているにもかかわらず除名のみ単純多数決としているとか、あるいは何らの定めもしていないという場合には、他の事項と同様の特別多数決を要すると解したい。従って、組合規約にいかなる事項についても特別多数決の定めがない場合には、当該組合の除名以外の重要事項についての取扱いを手掛りとして判断すべきものとする。

(ii) 採決方法

ここでは採決方法をめぐる判例を概観することから検討にとりかかりたい。この場合、採決方法に関する規約の定めと異なる採決方法を採用した事例と採決方法に関して定めのない場合とに分けて検討するのが便宜である。

まず、規約の定めと異なる採決方法による除名決議について、これまでの判例はすべて無効としている。(⑩国際興業事件、⑬尾張交通労組事件、⑳㉑山梨貸切自動車事件)²⁷⁾。このうちとくに、⑳㉑山梨貸切自動車事件判決は、組合規約に除名に関する採決方式を定める意義について傾聴に値する見解を述べているので引用しておこう。「組合規約が統制処分に関する組合大会の採決方式を組合大会の決定に委ねることなく、あえて無記名投票によることとしたその趣旨は、統制処分の与える重大性にかんがみ採決における個々の代議員の自由な意思決定を確保し、もって、統制処分の公正を期することにあるものと解される。従って、右採決方式に関する組合規約は統制権行使の手続上いわばその根幹をなすものであって、組合規約による正規の改正手続によらないで、右採決方式を規約による無記名投票以外の採決方式に変更することは、たとえそれが組合大会における出席代議員の全員一致の意見と決議によるとしても許されず、それによる採決は手続上重大な瑕疵があるものとして無効、というべきである。」

数決を採用している場合が多い。

27) 各々、無記名投票との規約の定め反して、⑬⑭は挙手に、⑳㉑は起立に変更した事例である。このうち⑬は、「後に開かれた組合大会において、先の決議の有効なることを確認する旨の決議をしたとしても、これにより先になされた無効な決議が有効に転換し、又はその瑕疵が治癒される根拠を見出し得ない」とする。

これに対して、採決方法について規約に定めを欠く場合には、無記名投票以外の方法についても有効とされている。⑦名古屋交通労組事件判決では、「一般に会議における議案の採決の方法としては投票、賛成者の起立、挙手等の方法によってなされることが多いであろうが、しかし決議の方法定足数等について当該会議体において別段の定めがなされていない限り、他の如何なる方法によるも許容される」として、一般の大会での決議方法と、除名の決議方法とを全く区別することなく論じ、口頭確認による決議を有効とした。また、⑨井関農機労組事件判決でも、「組合規約中に大会の決議の方法について何等の規定がない限り、大会における多数決で定められた分離の方法（組合員が席上賛否を表明するために左右に分れる方法）で組合員除名の決議をすることも公序良俗違反でない」とされた。さらに、⑩八幡製鉄労組〔2〕事件判決でも、表決につき無記名投票を原則としつつも、議長が議場の承認を経て起立または挙手しうとする規約があり、かつ統制処分の表決方法について特則のない場合、「統制処分の可否についての表決は無記名投票によることが最も望ましい」と述べながらも、権利停止処分を起立採決により決議したことについて、手続上違法ではないとしている。

学説についてみると、無記名投票が自由な意思決定を確保するために望しいが、規約にその定めない場合には、「会議体における意思決定の方法として合理的な方法」²⁸⁾ によいとするのが多数説である。これに対し、「組合執行部の除名提案に対し除名反対の個人的意思を表明することは、秘密投票でなければかなり勇気の要する場合」²⁹⁾ があること等から、無記名秘密投票を除名の有効要件とする説もある。

しかし、組合規約もしくは慣行にしたがって無記名投票以外の方法で異議なしに決議された除名をその採決方法だけを理由に直ちに無効とすることは妥当ではないと思われる。この場合に、異議なく無記名投票以外の採決方法が用いら

28) 石井・前掲書320頁、同旨外尾・前掲書187-188頁、有泉・前掲論文273頁等。

29) 本多・前掲書387頁。その他無記名投票を要するとする説は、沼田・前掲書222頁、石川吉右衛門『労働組合法』有斐閣（1978年）113頁、遠藤・前掲論文39頁等がある。

れている以上、当該大会参加者自身が自由意思にもとづいて決議に参加していると考えざるをえないからである。ただし、被制裁者ないし大会参加者が採決方法に無記名投票を採用するよう要求した場合には、別個の検討が可能ではないだろうか。とくに被制裁者が公正な審判を受けるには、無記名投票を必要と考える場合、この被制裁者の意思は、公正な審判を受ける権利の実質的確保の一内容として法的に尊重されてよいと思う。それはやはり無記名投票が審判員たる大会参加者の自由意思確保のもっとも合理的方法だからであり、かつ無記名投票を実施することは、決定機関にとっても通常さほど過大な負担とはならないからである。

四 被制裁者の弁明権

(1) 弁明権と手続的正義

統制処分の対象とされ、かつそれを不当と考える者にとって、自らが弁明するに必要な機会が確保されているか否かは決定的に重要な意味を有するといつてよいだろう。英米法において、私的審判所 Domestic Tribunal の懲戒手続の違法性を争う準則として発達してきたいわゆるナチュラル・ジャスティス natural justice の原則の重要な内容も、被制裁者の審判にあたり弁明の機会を与えるところにある³⁰⁾。わが国の学説においても、このいわゆる被制裁者の弁明権は、組合同約に明文の保障規定がなくても認められるべき権利とみることで一致している。

判例についてみると、当初は規約に弁明権に関する規定のない場合において「除名されるものに大会で一身上の弁明をする機会を与えることは望ましいこ

30) 秋田「労働組合の内部問題の法理論的構成」ジュリスト441号(1970年)179頁。下山瑛二「Domestic TribunalにおけるNatural Justiceの原則」法学雑誌(大阪市大)7巻4号(1961年)30頁によれば、自然的正義の原則の二つの準則とは、(i)いかなる人も自己の争訟において裁判官となりえないものとする。(ii)両者の言い分はきかれるものとする、ないし当然、いかなる当事者も聴問をうけずに問責されることはない、そしてもし、当事者のもつ聴問権が、現実のものであるならば適当な時期に直面せねばならぬ事案を知らされねばならないものとされている。また山口浩一郎「労働組合における組合員の権利」東大社研編『基本的人権5』東大出版会(1969年)449頁を参照。

とであるが、その機会を与えなかったからといって、その除名手続を無効とする条理があるとはいえない」(⑩旭川小型タクシー事件判決, 114頁)と判断された。しかし、次第に弁明権を重視する傾向に変化してきているようである。まず、⑪古河日尾労組事件判決は、権利停止(3年)を争う事件であったが、「明文の規定がなく文理解釈上疑義があるとしても、当然その処分を受ける申請人らの出席を求めたうえ、提訴の内容を告知して十分弁明させ、弁護の機会を与えたうえで慎重に決定すべきものである」との立場から、統制規程中の統制委員会が証人の要請があればこれに応ずるとの規定を解釈し、「提訴がなされた事実すら知らない被査問人が証人を要請して自己を弁護することはありえないので、右条項から類推しても統制委員会としてはすくなくとも被査問人に提訴の内容を告知して弁護の機会を与えるべきものと考えられる」と判断した。さらに、近年では、弁明権について組合規約に定めをする事案ではあるが、⑫新産別全機金光洋電子工業支部事件判決は、次のような注目すべき見解をしめしている。「組合の制裁としての除名は、組合員としての資格を喪失せしめるという最も重い制裁であり、とくに本件のように、組合と会社との間にユニオン・ショップ協定が存在するような場合には、同時に会社の従業員たる地位をも剥奪し、組合員の生活にも直接重大な支障を及ぼすものであるから組合員の権利保護の建前からいって、その手続はとくに慎重になされなければならないのはいうまでもなく、手続について組合規約に明示の規定が存する場合は、これに従わないことを正当とする特別の事情の存在しない限り、必ずこれに従わなければならないことは勿論、組合規約に明文の規定を欠くときには、組合員の集団意思が十分に形成され、かつ、表明される民主的な手続により、いやしくも被除名者の権利を不当に侵害しないようになされるべきであり、もし、これに違反して除名処分が決議されたときは、その決議は無効であるといわなければならない。そして、一般に右にいう被除名者の権利を手続上保護するもの一つとして被除名者の弁明権がある。」(717-718頁)この判決によれば、一応ユニオン・ショップ協定の存する場合の除名に限定してではあるが、規約に明文規定がなくとも弁明権は、被制裁者に認められねばならない権利とされるに

たったのである³¹⁾。

従って、今日では判例・学説ともに組合規約の有無にかかわらず、手続的正義の内容として被制裁者の弁明権を承認しているといつてよいだろう。この弁明権の内容は、④によれば、「組合員が除名処分を受ける場合には、当該組合員（被除名者）に対して、除名が決定される前に除名の事由を予め通知し、除名が決定される会合に召喚し、防禦のために十分弁明する機会を与えること」（718頁）であるとされる。つまり、事前通知と弁明の機会、これが弁明権の中心的内容であるといつてよいだろう³²⁾。以下、この弁明権の内容について検討していきたい。

(2) 通 知

被制裁者への事前の通知は、被制裁者の弁明権行使の前提条件である。従って、その通知内容は、単に決定機関もしくは審査機関の形式的な開催通知であってはならず、被制裁者のいかなる行為がいかなる統制事由に該当するとされているのかについて、相当程度具体的に明らかにしなければならないであろう。この意味で除名を決議する大会以前に、査問委員長に被制裁者が約一時間調査を受けていることをもって、形式的な通知がなくとも被制裁者は審議の行なわれていたことを実質的に知らなかったとは言えず、この点での手続違反はないとする④潜龍鉦労組事件判決は、弁明権の内容として通知を理解していないものであり支持できない。

さて、被制裁者への通知はいかなる方法によることを要するであろうか。この通知の方法について争われた例としては、④帝都交通労組池袋ハイヤー支部

31) 小笠原昭夫「組合の統制と除名」別冊判例タイムズ5号「労働訴訟の課題と展望」（1977年）256頁、はこの判例を契機に「今や規約の定めにかかわらず弁明の機会を与えることを必要とすることを宣明した裁判例があらわれたわけで、『自然的正義』の重要な内容をなす公正な告知と聴問の手続の原則が、組合の組合員に対する制裁手続の分野でも要請されているとの認識が、広く裁判実務に滲透する兆しを示しているといつてよいのではなからうか」と述べている。

32) ちなみにアメリカの1959年ランドラム・グリフィン法第101条(a)(5)は(i) 書面による告発、(ii) 相当な抗弁準備期間、(iii) 十分かつ公正な審問を制裁の手続要件としている。詳しくは安枝英紳「アメリカ法における労働組合の懲戒権（二）」同志社法学119号（1971年）83頁以下参照。

事件判決があげられる。この事件では、統制処分対象者が調査機関である懲罰委員会の開催通知を書面にて請求し、同委員会がこれにこたえず、統制処分対象者欠席のまま同委員会を開催したのだが、このことにより、同委員会が弁明の機会を与えていないといえるかが争点であった。④は開催通知の方法についての規定もなく、文書によるとの慣例もないこと等を理由として、「委員会開催の通知を文書によってしなければならない理由」(63頁)はないとした。

被制裁者への通知が弁明権行使の前提条件である以上、この通知を書面で要求することには一応の合理性が認められる。しかし、組合規約に通知方法につき定めのない場合に、被制裁者の書面による通知要求の拒否がただちに制裁処分を無効とする手続上の瑕疵になるとはいえない。少なくとも被制裁者側は、書面の通知がなかったため、自己の弁明権行使が著しく阻害されたことを立証しなければならなかったといえよう。

結局、通知方法は、組合規約に定めのない場合、通知内容が被制裁者に正確に伝わりうるような合理的な方法でよいということになる。

(3) 弁明の機会

被制裁者に弁明の機会を与えなかったり³³⁾、あるいは、与えたとしても、除名事由の一部についてだけである場合に³⁴⁾、統制処分が無効とされること、また反対に、被制裁者に弁明の意思のない場合には弁明権の放棄とみなされることについては³⁵⁾、判例・学説上異論はない。問題となるのは、実際に弁明がなされていないときに、それを弁明権の放棄とみるのか、あるいは弁明の機会を与えていない結果とみるのかをめぐってである。

(i) 弁明権の行使と組合機関

ここで検討すべき中心的問題は、弁明権の行使にあたり、組合の機関はどの程度の配慮を要求されているのであろうかということである。初期の判例では、組合規約に弁明権の定めがあっても、「大会においては、当該組合員から請求

33) ㊸日本ランコ事件、㊹大昭和精版事件等。

34) ㊺㊻山梨貸切自動車事件。

35) ㊼三石耐火煉瓦事件判決は、「故らに(大会の)出席を拒むようなものは、本人自ら弁明の機会と表決の権利を放棄したものと見るべきである」と述べている。

があったときは、これに対し弁疏の機会を与えなければならないし、みだりにこの機会を奪ってはならないが……請求がなくとも組合が進んでこの機会を与えなければならないとする根拠はない」(③三井美唄労組事件判決(92頁))との見解がしめされていた。これに対し、近年では、調査機関では弁明にかかわる例であるが、かなり異なる見解が示されるに至っている。それは、④山梨貸切自動車事件高裁判決であり、統制処分対象者が調査機関である査問委員会に出席した際、事実の確認の終了後退席させられたことについて、「事実上進んで弁明の発言をしえないわけではないけれども、査問委員会が一つの会議体である以上、その議長において議事を主宰・整理すべきことはいうまでもなく、議長が被査問者に対し弁明を求め、あるいは弁明を許す旨を明らかにしない限り弁明の機会を与えたことにならない」(282頁)との見解を示したのである。⑤日本ランコ事件判決が、組合規約の「処分を受ける者は処分決定前に弁明することができる」との規定の解釈において、「右規定は少なくとも直ちに解雇の結果をもたらす本件除名処分のような重大な処分の決定にあたっては単にその文言のみから、尚処分者の弁明をきくと否とは組合側の自由であって組合はその義務を負わない、というような安易な解釈は許されず、必ず右処分機関に対する事前の弁明をなさしめる義務あることを定めたものと解すべきである」(12頁)としているのも、④の判旨と同様の文脈でとらえることができるであろう。

さらに、より具体的な事例として、⑥新産別全機金光洋電子工業支部事件判決が参考になる。この⑥は統制処分対象者に弁明権の放棄があったか否かについて、(イ)統制処分対象者に弁明の意思があったか、(ロ)弁明権を放棄したものと解される行為があったか、(ハ)組合に弁明の機会を与えようとする態度があったか、の三点から検討している。(イ)(ロ)について組合側は、統制処分対象者が組合大会当日、会社正門前で支援者達15~16名でスクラムを組み「デモ行進をした」ことを理由として、弁明権を放棄したものとみなしたと主張していた。これに対し、判決は、(イ)については、統制処分対象者が「大会当日の午後、大会が始まる前に副執行委員長に電話で大会で弁明させるよう要求し、また大会

開催中原告（注・統制処分対象者）は、会社正門付近で、会社側の非組合員に大会出席のため構内に立ち入らせるよう要求していた」（720頁）のであり、統制処分対象者に弁明の意欲があったとした。さらに(ロ)についても、統制処分対象者らが「暴力を振ったり、実力で会社構内に入ろうとしたことはなく、交渉とデモをくり返していたにすぎない」（720頁）として、統制処分対象者らの行為をもって、弁明権を放棄したとみられてもやむをえない行為とはいえないとした。そして、前記(イ)については、「何ら原告（注・統制処分対象者）に大会で弁明させるような努力をすることなしに原告を大会に出席させれば混乱するおそれがあると即断し、原告を大会に出席させない旨決定した組合執行部の態度はあまりに軽率にすぎもの」（721頁）であり、かつ統制処分対象者に、大会開催につき何ら通知をしていないのであって、結局「組合執行部は原告に弁明の機会を与えることに当初から消極的」（721頁）であったとした。³⁶⁾は、(イ)(ロ)(ハ)について以上のように判断し、統制処分対象者が弁明権を放棄したとの組合側の主張をしりぞけたのであった。

以上を要約すれば、今日では統制処分決定機関および審査機関には、被制裁者が弁明の意思を明示的に放棄している場合を除き、被制裁者に弁明の機会を与えるために相当程度の努力義務が課せられていると見てよいだろう³⁶⁾。

(ii) 調査機関における弁明権

さて弁明の機会をめぐって、つぎに統制手続のいかなる段階で弁明が与えられねばならないのかという論点を検討しよう。この点については、判例・学説をみると、三つの見解が存している。

第一の見解は「制裁決定機関における審議に際して行使されれば足りるのであって、それ以前の手続の各段階のすべてにおいて認めなければならないという趣旨のものではない」³⁷⁾とする。以下にみるように判例の多くは、この立場に立つと思われる。まず³⁸⁾潜龍鉦労組事件判決は、組合規約に弁明権保障規定

36) もっとも、被制裁者の弁明が「個人的誹謗に終始し、弁訴権の行使十分と判断されて議長から退場を命ぜられた」という事例（³⁶⁾日本自動車運転士労組東京支部事件）の場合等、この判断は微妙とならざるをえないだろうが。

37) 外尾・前掲書187頁。

のない事例であるが「原告除名を答申することを決定した第百五回代議員会において原告の出席を求めず弁明の機会を与へなかった点等において稍妥当を欠く憾がないでもないが、結局は最終決定機関である大会には原告の出席を求めて弁明の機会を与えているので」(15頁)あって、代議員会で弁明の機会を与えなかったとしても手続上違法があったとはいえないとした³⁸⁾。

つぎに、組合規約に弁明権保障規定のある場合をみるが、この弁明権保障規定の多くは、「組合員は制裁処分を受ける際に、事前に弁明する権利を有する」というような抽象的・一般的規定である。従って、いかなる段階で弁明権を与えねばならないかは、この規定の解釈問題となる。たとえば、⑨小野田セメント阿哲工場労組仮処分抗告事件決定では、「組合規約において認められる弁明、弁護の権利は除名決定機関である総会の議事以前の手続の各段階の総てにおいて当該組合員に弁明させることを要求しているとまでは解せられない」(279頁)としている。

また、弁明権保障規定がある場合だが、⑨とは逆に、調査機関においてのみ弁明の機会があったという事例として⑭東交労組三の輪支部事件判決がある。⑭は、統制処分「該当者に対しては弁明の機会を与えなければならない」との規定について「右弁明は統制処分決定機関に対して直接なされることが、最も右規定の趣旨に合致する」としたうえで、「調査機関による弁明の聴取が、処分決定機関による弁明聴取と同一視しうる」場合にのみ、処分決定機関の弁明を省略できるとの見解を示した。そして、「調査機関による弁明の聴取が、処分決定機関による直接の弁明聴取と同一視しうるためには、調査機関による弁明聴取が最終的に処分決定機関によるものはないことおよび統制処分該当事由が事前に処分該当者に通知され、弁明内容が相当程度詳細かつ正確に処分決定機関に提示されることが必要である」(1759-1760頁)とした。

さらに、組合規約に大会で弁明できるとある場合には、調査委員会で弁明の機会がなくとも手続上違法はないとした例として⑰上田鉱業(豊前炭鉱労組)事件判決をあげることができる。

38) 同旨の判決として⑱日本液体運輸労組事件判決がある(119頁)。

第二の見解は「弁明の機会³⁹⁾は審理のあらゆる段階を通じて与えられることは必要でなく、決定的な段階において与えられればよい」とし、「何が決定的な段階かは、それぞれの組合の事情によって異なる」³⁹⁾ という。この見解に近い判例として³⁹⁾ 大都工業事件判決がある。この判決は「弁明の機会³⁹⁾は除名決定機関およびそれ以前の手続の各段階を通じて全体として実質的に保障」(64頁) されればよいと述べる。

第三の見解によれば、「除名処分の対象とせられている組合員には、総会⁴⁰⁾はもとより、総会にいたるまでの予備的な委員会において、弁解なり抗弁なりを行なうチャンス⁴⁰⁾があたえられるべきである」⁴⁰⁾ と主張されている。この見解に明確に立つ判例はない。ただし、³⁹⁾ 山梨貸切自動車事件地裁判決が、「査問委員会は会議の席上本人の弁明を聴取しなければならない」との規定について述べるところが注目される。この判決は、組合側の「組合大会で弁明の機会を付与すれば査問手続に関する瑕疵は治癒される」との主張に対して、「査問委員会における査問手続は統制処分の公正を確保し 被処分者の権利、利益を擁護するうえで欠くことのできないものであって、組合大会で弁明の機会を付与したとしても、これをもって、代えることのできないものである」(298頁) と述べたのである。

以上を踏まえて、ここで私見を述べておくことにする。私は制裁決定にいたる手続の各段階において被制裁者に弁明権を認めねばならないと考える。まず被制裁者が公正な審判を受けるためには、制裁決定についての決議権を有する決定機関の構成員に直接弁明する機会⁴¹⁾が与えられることは不可欠といえよう。そして、調査機関における弁明権の行使も被制裁者にとって極めて重要といえる。それは、第一には、一定規模以上の組合では大会だけでは除名決議をなすに必要な実質的審議がなしえないからである⁴¹⁾。そして第二には、決定機関へ

39) 有泉・前掲論文272頁。

40) 沼田『社会法理論の総括』勁草書房(1975年)298頁。同旨荒木・前掲論文105頁。本多・前掲書385頁、石川・前掲書113頁等。

41) 「事実上、査問委員会の結論は総会の票決に重大な影響を与える」(石川・前掲書113頁)や「大勢として処分がほとんど確定してしまった段階で申訳け程度にその

の統制処分の提案は、十分に調査されていなければならず、この調査には被制裁者の弁明をきく機会が当然の要請して含まれていると考えるべきだからである⁴²⁾。

この調査機関での弁明権は、組合規約に弁明権行使の場が特定されていなくとも、さらに大会と特定されていたとしても、被制裁者の請求のある限り、認められねばならないと考える。

なお、調査機関での結論に対し被制裁者が不当と考える以上、決定機関の構成員に直接弁明しようとするのは当然であり、一般に調査機関での弁明権の行使によっても、なお決定機関での弁明権は被制裁者に留保されているといえよう⁴³⁾。

五 むすびにかえて

これまで統制手続をめぐる問題を論点別に検討してきたのだが、ここでそれらを総括しておくことにしよう。

判例を概観して指摘できることは、全体的傾向として、近年統制手続について厳格な判断を示しつつあるということである。これは、とくに大会での採決方法および被制裁者の弁明権をめぐる判例に顕著であるといえよう。私は、こ

弁明をきくことは、弁明権を与えた趣旨を失わしめるもの」(本多・前掲書385頁)との認識は正当であると考えられる。

- 42) 調査の重要性を指摘するものとして遠藤・前掲前文39頁。調査機関を経る手続を無視した除名決議は、判例上手續上の瑕疵を理由に無効とされている。⑮野上電鉄労組事件判決、⑯神田運送事件判決、⑰東邦交通事件判決、⑱⑲同盟平野金属事件判決、⑳阪南港運事件判決等多数ある。とくに、㉑は被制裁者が脱退の意思を有していても手続を履践すべきであるとしている。
- 43) その他、弁明権の内容に関わって、弁護人選任権が問題となったことがある。この弁護人選任権については㉒大都工業事件判決は「弁明権とともに統制処分の対象となった組合員の防禦の権利を担保し、当該組合員の権利を担保し、当該組合員の権利を擁護するとともに、統制処分を公正ならしめるためにも必要なことであり、組合規約上にその規定がない場合でも、合理的理由なくみだりに右権利を剥奪することは許されない」が「右の如き弁護人選任の権利は統制処分の審議に際し右処分の対象となった当該組合員から請求があったとき、これに対し右権利を保障すれば足りるのであって、組合員からの請求の有無にかかわらず組合が進んで右権利を与え

のような傾向を生み出している主たる要因の一つが、組合多数派による少数派抑圧の手段として統制処分が濫用されていることにあると考えている⁴⁴⁾。④山梨貸切自動車事件高裁判決は、いみじくも、「被控訴人は、……除名処分の大会決議当時控訴組合におけるいわゆる少数派となっていたものと推認すべきである。このような場合には、被控訴人の権利擁護のため、これに対する統制処分につき組合規約の定める手続の履践は軽視しがたい意義をもつものといわなければならない」(370頁)と指摘しているのである。そして、このことは、統制手続をめぐる法理が、被制裁者の権利にこそ重点をおいて構築されるべきあるという方向を示唆していると思う。

本稿でも、この観点から組合規約の有無にかかわらず確保されるべき被制裁者の権利を適宜指摘しておいたのであるが、ここでそれを整理しておくことにしよう。

(i) 制裁処分の決定は意思決定機関でなければならない。また除名は大会の専決事項である。

(ii) 被制裁者の公正な審判を受ける権利を確保するために、大会は相当の公示期間を要し、かつ大会参加者に制裁処分に関して判断可能な資料を提供されなければならない。

(iii) 被制裁者が要求する限り、制裁処分の採決方法は無記名投票でなければならない。

(vi) 被制裁者は、統制処分手由等について合理的な方法で通知を受ける権利を有する。

(v) 被制裁者の弁明権は調査機関および決定機関の双方において行使しうるものとする。

以上の五点を被制裁者の権利の内容として提示したわけだが、これらは現在のところ試論の域を出るものではない。これらの内容は、統制手続の問題ごと

なければならないとする根拠はない」と述べている。

44) 本多「団結権と統制権の再検討<上><下>」労働法律旬報1033号、1035号(1981年)参照。

に、被制裁者の権利を確保するため最低限必要と考えた内容を列挙したにすぎない。したがって、被制裁者の権利についてのいわば総論の本格的検討が本稿に続くべき課題であるといえよう⁴⁵⁾。そして、この課題は、労働組合の内部運営を支配すべき手続的正義の原理の解明を不可欠としているのである。このためには、従来の労働組合の内部運営をめぐる議論、なかでも司法介入の根拠と限界についての議論と統制手続の法理とがいかなる関係にあるのかが明らかにされなければならないだろう⁴⁶⁾。そして、統制処分の目的と統制手続の目的との関係や統制事由および処分の量刑と統制手続との関係等もいまだ未解明の問題として残されている。さらに、他の法領域における手続法の原理が労働組合の統制処分に関する法理にいかん適用されるべきか、あるいは適用されるべきでないのかという問題も重要な課題となるであろう。この課題をめぐることは、さしあたり憲法31条以下の適法手続および刑事訴訟法上の諸原則⁴⁷⁾や司法審査における行政手続法の原理等と労働組合の統制手続との関連⁴⁸⁾を検討する必要

45) 適正手続の法的根拠が、労働法学において十分な議論がなされていなかったことは、しばしば指摘されているところである。木内・前掲論文237頁。東京大学労働法研究会『注釈労働組合法 上巻』有斐閣(1980年)217頁、秋田・前掲論文179頁。

46) たとえば、秋田教授は、裁判所による組合規約それ自体の判断は「原則的に規約の合理的解釈の範囲にとどめるべきである」とされ、いわゆるナチュラル・ジャスティスの原則についても「せいぜい、統制処分権の濫用があるかどうかの判断に際して考慮すべき一ファクターにとどめるべきであろう」と主張されている。「組合内部の紛争と司法救済」『新・実務民事訴訟法講座11 労働訴訟』日本評論社(1982年)288頁)今後被制裁者の権利に重点をおいて議論する場合、このような指摘についての検討が不可欠となろう。

47) 沼田・前掲『団結権擁護論』221頁等、しばしば指摘されている問題である。沼田博士は「国家と市民との関係が国家の階級性の故に真の全体と個人との関係たり得ないのに対して、組合と組合員との関係においては、組合が労働者階級の実践的課題に真に答える組織である限りは具体的全体とその構成者との関係が実現されている。この差異が除名理由や除名手続に関する規定の解釈に際してかえりみられねばなるまい」と指摘されている。しかし、一般には「労働組合内部の秩序維持を目的とする統制手続において刑事裁判等の同程度の手続的厳格さを期待することは困難であり、またそれほどの必要もない」(②八幡製鉄労組〔2〕事件判決、826頁)というような消極的対応にとどまっているといつてよいだろう。

48) アメリカでは組合の制裁手続についての法理は、行政手続の原理が大きな影響を与えたといわれるのが注目されよう。Clyde W. Summers, *legal limitations on*

があると思われる。これらの課題については後日を期したい。

union discipline, 64 Harvard law Review 1049 (1951) p. 1080. また、小笠原・前掲論文256-257頁は、制裁処分¹の司法審査について行政処分取消訴訟における裁量判断の事後審査の方法を参考にすべきと主張している。

統制手続に関する判例一覽表

事件名	場所	判決	年月日	労務集	制裁の種類	争点	点
① 東洋陶器従組	福岡地小倉支判	判	23.12.28	労裁資3-126	除名*	決定機関、被除名者の弁明権	
② 明治鉱業平山炭坑労組	福岡地飯塚支判	判	24.2.18	労裁資4-117	除・ユ	決定機関	
③ 井関農機労組	松山地	判	24.12.28	労裁資7-247	除・ユ	採決方法	
④ オーエム紡機製作所出雲工場従組	松江地	判	25.1.20	労民集1-1-119	除名*	採決方法	
⑤ 小野田セメント阿哲工場労組	岡山地	決	25.10.13	労民集1・追-1318	除・ユ	弁明権	
⑥ 新家工業労組	大阪地	判	25.12.14	労民集1-6-1094	除・ユ	除名事由の周知	
⑦ 名古屋交通労組	名古屋地	判	26.9.29	労民集2-5-589	除名*	決議方法	
⑧ 三井美唄分抗	札幌地岩見沢支判	判	28.1.31	労民集4-2-88	除名*	採決方法	
⑨ 八幡製鉄労働組(1)	広島高岡山支判	決	28.4.3	労民集4-4-275	除・ユ	弁明権	
⑩ 秋北乗合自動車労組	福岡地小倉支判	判	28.6.4	労民集4-3-185	除名*	一事不再理	
⑪ 三國耐火興業組	秋田地大館支部判	判	28.12.24	労民集4-6-493	除名*	決定機関	
⑫ 瀧野電鉄労働組	東京地日村支判	判	29.10.20	労民集5-6-628	除・ユ	採決方法	
⑬ 龍上電交運	東京地佐保支判	判	31.8.22	労民集7-4-660	除・ユ	採決方法	
⑭ 野尾張川小田運	和歌山地	判	32.2.28	労民集8-1-1	除・ユ	採決方法	
⑮ 旭朝日自り	和歌山地	判	32.9.16	労民集8-5-551	除・ユ	調査手続の省略	
⑯ 朝日自り	名古川地	判	32.10.3	労民集8-5-557	除名*	採決方法	
⑰ 朝日自り	名古川地	判	33.3.28	労民集9-2-1048	除・ユ	採決方法	
⑱ 朝日自り	名古川地	判	36.12.14	労民集12-6-1063	除・ユ	採決方法	
⑲ 朝日自り	名古川地	判	38.3.29	労民集14-2-102	除・ユ	調査手続の省略	
⑳ 朝日自り	大阪地	決	38.3.29	労民集16-2-210	除・ユ	再審査	
㉑ 朝日自り	大阪地	判	40.3.30	労民集16-4-561	除・ユ	再審査	
㉒ 朝日自り	福岡地飯塚支判	判	40.7.5	労民集16-4-561	除・ユ	再審査	
㉓ 朝日自り	福岡地	判	43.7.8	労民集19-4-818	權利停止(3年)	採決方法	
㉔ 朝日自り	福岡地	判	43.9.26	判時561-72	權利停止(1年)	採決方法	
㉕ 朝日自り	東京地	判	43.12.26	労民集19-6-1755	權利停止(1年)	採決方法	
㉖ 朝日自り	東京地	判	45.7.13	判時618-82	除名	採決方法	
㉗ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㉘ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㉙ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㉚ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㉛ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㉜ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㉝ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㉞ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㉟ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊱ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊲ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊳ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊴ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊵ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊶ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊷ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊸ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊹ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊺ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊻ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊼ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊽ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊾ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	
㊿ 朝日自り	大阪地	判	45.7.13	判時618-82	除・ユ	採決方法	

事件名	所在地	判決	年月日	判例番号	制裁の種類	争点
②⑤ 日本自動車運転手 労組東京支部	東京	判	46. 4. 17	判時 630-97	除名	弁明権(労働者供給労組)
②⑦ 上田鋳業(豊前炭鋳労組)	福岡	支判	47. 3. 27	労旬 810-65	除・ユ	弁明権
②⑧ 日本ラソコ通	宇都宮	判	47. 4. 13	労経速 778-3	除・ユ	弁明権
②⑨ 東邦交	釧路	判	47. 7. 18	労判 161-27	除・ユ	調査手続
③① 同盟平野金属労組 (仮処分)	大阪	決	49. 5. 31	労旬 858-67	除名	採決方法
③② 田中機械労組	大阪	決	49. 12. 25	労判 217-33	除・ユ	決定機関
③③ 大都会工業	大阪	決	50. 2. 27	労判 221-49	除・ユ	弁明権、除名事由の周知 被除名者の議決権
③④ 西日本鉄道労組	福岡	判	50. 3. 26	労判 225-30	権利停止(3年)	弁明権
③⑤ 新産別全機金光洋 電子工業支部	東京	支判	50. 8. 15	労民集 26-4-710	除・ユ	弁明権
③⑥ ②⑨(仮処分)異議	大阪	判	51. 5. 26	労判 250-35	除名	採決方法
③⑦ 大阪日本塗料	横浜	判	51. 10. 28	労旬 922-65	除・ユ	議事予告、招集対象
③⑧ 大阪南港運賃	大阪	判	52. 5. 9	労旬 937-77	除・ユ	調査手続の省略
③⑨ 日本液体運輸労組	東京	判	54. 10. 11	労旬 991-2-113	除名	一事不再理
④① 山梨貸切自動車	甲府	判	55. 2. 27	労民集 31-1-252	除・ユ	弁明権、採決方法
④② 帝交労組	東京	判	56. 1. 29	労民集 32-3-4-1	除・ユ	弁明権、採決方法
④③ 池袋ハイヤー支部	東京	判	57. 10. 14	労判 400-59	戒告	通知
注) 除名*……ユニオン・ショップ協定のある場合 除・ユ……除名→ユ・ン解雇の場合						